

協議第14号

合併の期日について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年1月10日とする。	

「協議第14号 合併の期日について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	2 合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成18年1月10日とする。

留意事項	調整の具体的内容
<p>合併の期日については、以下の点を十分考慮し決定する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併するためには、各町村議会における議決、北海道知事への合併申請書の提出、北海道議会による議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の期間を要すること。 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）においては、経過措置により、『平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。』となっていること。 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響（窓口での住民サービスに支障をきたすことのない電算システムの移行等）、合併に伴い予定される事務事業又は公的行事との関係、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。 <pre> graph LR A[各町村議会の議決] --> B[知事へ合併申請書の提出] B --> C[総務大臣への届け出 知事の合併決定 道議会による議決] C --> D[総務大臣による合併の告示] D --> E[新町誕生] </pre>	<p>3 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、9カ月程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年1月10日とする。</p>

法手続きに要する期間等

新市町村名	法定協議会設置	合併協定書調印	市町村議会の議決	合併申請	都道府県議会の議決	官報告示	合併期日	市町村議決～合併
南部町	14.02.20	14.10.11	14.10.16	14.10.18	14.12.17	15.02.03	15.03.01	4カ月
加美町	14.11.08		12月定例会		15.02.18	15.03.13	15.04.01	4カ月
神流町	13.12.01	14.09.11	14.09.12～10.29	14.10.30	14.12.18	15.02.03	15.04.01	6カ月
南アルプス市	12.04.01	14.10.17	14.10.21～24		14.12.20	15.02.03	15.04.01	5カ月
山県市	13.08.01	14.09.24	14.09.25		15.12.19	15.02.03	15.04.01	6カ月
静岡市	10.04.01		6月定例会		14.07.07	14.09.09	15.04.01	9カ月
大崎上島町	13.07.01	14.09.10	14.09.30	14.11.30	14.12.17	15.01.29	15.04.01	5カ月
東かがわ市	12.04.01	13.05.30	13.06.01	13.06.04	13.10.17	13.11.19	15.04.01	22カ月
宗像市	12.04.17	14.05.30	14.06.26	14.07.03	14.10.11	14.12.04	15.04.01	9カ月
あさぎり町	11.04.01	13.11.22	14.01.15	14.01.18	14.03.22	15.02.03	15.04.01	15カ月
周南市	14.06.01	14.08.27	9月定例会		14.12.19	15.02.03	15.04.21	7カ月
瑞穂市	14.09.25	14.12.10	14.12.19	14.12.25	15.03.19	15.04.04	15.05.01	4カ月
千曲市	14.08.21	15.02.27	15.03.03	15.03.17	15.07.18	15.08.01	15.09.01	6カ月
富士河口湖町	14.06.26	15.05.26	15.06.02	15.06.04	15.07.11	15.08.01	15.11.15	5カ月
いなべ市	14.04.01	15.01.24	15.01.30	15.01.31	15.03.12	15.04.11	15.12.01	10カ月
飛騨市	14.11.08	15.05.10	15.05.20	15.05.26	15.07.10	15.08.01	16.02.01	8カ月
本巣市	14.04.01	15.07.31	15.08.01		15.10.09	15.11.04	16.02.01	6カ月
佐渡市	15.01.07	15.06.28	15.06.30～07.01	15.07.04	15.10.10	15.11.04	16.03.01	7カ月
かほく市	14.04.01	15.07.23	15.07.29	15.08.01	15.10.08	15.11.04	16.03.01	7カ月
あわら市	14.10.01	15.07.28	15.08.01		15.10.14	15.11.04	16.03.01	7カ月
郡上市	14.04.01	15.07.08	15.07.11	15.07.17	15.10.09	15.11.04	16.03.01	8カ月
下呂市	14.11.01	15.07.17	15.09.08～28	15.10.01	15.12.18	16.01.15	16.03.01	5カ月
安芸高田市	14.04.01	15.05.27	6月定例会	15.07.07	15.10.02	15.11.04	16.03.01	8カ月

新市町村名	法定協議会設置	合併協定書調印	市町村議会の議決	合併申請	都道府県議会の議決	官報告示	合併期日	市町村議決～合併
対馬市	12.08.01	14.06.11	14.06.12	14.06.18	14.10.02	14.11.27	16.03.01	21カ月
壱岐市	13.08.01	15.02.21	15.03.07 ～17	15.03.28	15.07.11	15.08.01	16.03.01	11カ月
上天草市	14.04.01	15.04.07	15.04.08 ～05.12	15.05.14	15.07.02	15.07.23	16.03.31	11カ月
阿賀野市	14.04.01	15.04.16	15.05.22 ～26	15.05.27	15.07.11	15.08.01	16.04.01	10カ月
東御市	14.09.17	15.08.20	15.08.20	15.08.21	15.10.10	15.11.07	16.04.01	7カ月
伊豆市	15.01.01	15.08.20	15.08.26	15.09.11	15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月
御前崎市	14.09.20	15.08.26	15.08.28		15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月
京丹後市	14.04.01	15.08.11	15.09.18	15.09.19	15.10.10	15.11.04	16.04.01	6カ月
養父市	14.07.12	15.10.24	15.10.30	15.10.30	15.12.19	16.01.15	16.04.01	5カ月
三次市	14.04.01	15.04.01	15.06.19 ～07.09	15.07.15	15.10.02	15.11.04	16.04.01	9カ月
四国中央市	14.07.01	15.08.28	15.09.22		15.12.17	16.01.15	16.04.01	6カ月
西予市	14.04.01	15.08.31	15.09.08		15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月

市町村議会の議決から合併まで 平均8.0カ月

3 町村長及び議会議員の任期

	幕別町	更別村	忠類村
町村長	H15.5.1 ～H19.4.30	H15.4.27 ～H19.4.26	H14.5.20 ～H18.5.19
議会議員	H15.5.1 ～H19.4.30	H15.5.1 ～H19.4.30	H13.9.10 ～H17.9.9

システム統合に要する期間等

新市町村名	合併年月日	構成市町村数	市町村議会の議決日からの所要期間	システム統合方式
篠山市	H11.04.01	4	11カ月	新システム導入型
新潟市	H13.01.01	2	8カ月	既存システム統合型
西東京市	H13.01.21	2	6カ月	既存システム統合型
潮来市	H13.04.01	2	8カ月	既存システム統合型
さいたま市	H13.05.01	3	7カ月	既存システム分割流用型
さぬき市	H14.04.01	5	7カ月	新システム導入型
静岡市	H15.04.01	2	9カ月	既存システム統合型
東かがわ市	H15.04.01	3	22カ月	新システム導入型
宗像市	H15.04.01	2	9カ月	既存システム統合型
周南市	H15.04.21	4	7カ月	既存システム分割流用型

市町村議会の議決日からの所要期間 平均9.4カ月

参考法令

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月19日成立）

附則

（失効）

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

3～10 略

平成17年

							12	
日	月	火	水	木	金	土		
				1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		

平成18年

							1	
日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7		
8	9	10	11	12	13	14		
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
29	30	31						

平成18年

							2	
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28						

平成18年

							3	
日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30	31			